平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」

**里庄町カーボン・マネジメント強化事業委託業務**

**仕様書**

**１．目的**

本町は、2005年に里庄町地球温暖化対策実行計画（第1次実行計画・計画期間：2006年度～2009年度）を策定、2011年に同実行計画（第2次実行計画・計画期間：2011年度～2015年度）を策定し、本町の事務及び事業活動によって排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。2016年度以降、本町は当該実行計画を策定していなかったが、政府の地球温暖化対策計画では、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量1,439t-CO2を、目標年度である2030年度には863t-CO2（40％削減）とすると定めていることから、新たに政府の目標値と遜色ない温室効果ガス排出量削減率40％を目指した、里庄町地球温暖化対策実行計画（第3次実行計画）を策定することとし、本業務は策定に必要となる現状の温室効果ガス総排出量等を調査・分析すること及び温室効果ガス排出量削減のための具体的な施策の抽出を行うこと、並びに全庁的なＰＤＣＡを有したカーボン・マネジメント体制を確立することを目的とする。

**２．委託期間**

契約締結日から平成３１年２月２８日(木)まで

**３．業務内容**

（１）対象施設

里庄町（指定管理施設を含む。）が所有する施設

（２）町所有施設のエネルギー削減対策の検討

　　　①エネルギー使用実態調査

対象施設における過去のエネルギー使用量等の実態調査を行い、各施設のエネルギー使用特性を把握し、使用実態調査からエネルギー削減効果の期待できる８施設の省エネルギー診断を行い、診断の結果に基づき施設毎の運用改善、設備更新についての提案報告を行う。また、診断の設備更新提案の結果を踏まえ、老朽化しエネルギー使用効率の悪化した設備についての具体的な更新提案を行う。

　　②省エネルギー診断の実施

上記使用実態調査からエネルギー削減効果の期待できる８施設を選定し、個別訪問による省エネ診断を行う。診断は、各施設の空調・熱源設備，照明設備などの仕様確認や運転状況のヒアリングを行い、エネルギー削減ポテンシャルを見出す。

③省エネルギー診断の結果報告

診断の結果に基づき施設毎の運用改善、設備更新についての提案報告を行う。報告は、各施設の各設備更新提案、各運用改善提案において明確なエネルギー削減期待数値を報告する。

　　　　④省エネ機器導入検討

　　上記診断の設備更新提案の結果を踏まえ、老朽化しエネルギー使用効率の悪化した設備についての具体的な更新提案を行う。その提案にあたっては環境省のL2-TECH認証製品、省エネ法のトップランナー基準を考慮の上、その施設に最適な設備機器を採算性・費用対効果とともに提案する。

　　⑤設備更新補助事業の支援及び提案

実際に設備更新を実施するにあたり、最先端低炭素機器の導入には多額のコストがかかる。これを助成する本事業の第２号事業（省エネ設備等導入支援事業）への申請についての支援を行う。またカーボン・マネジメント事業以外の国の補助事業についても検討し、設備更新に適用可能な環境省、経済産業省等の補助事業を提案する。

（３）温室効果ガス排出量算定ツールの導入及び運用支援

施設担当者が容易かつ正確に入力できる算定ツールを導入する。また、当該算定ツールの操作手順書を作成する。

（４）カーボン・マネジメント体制の構築及び運営支援

本業務において抽出された課題等を踏まえ、今後の省エネルギー対策の実行性を高めるために全庁的かつ定期的なPDCAを意識したカーボン・マネジメント体制の構築を行い、その運営を支援する。

（５）第３次里庄町地球温暖化対策実行計画の作成支援

本計画の策定にあたり、地球温暖化に対する国際背景や国、県の地球温暖化対策に関する計画、条例などを念頭に整合検討を行う。また、温室効果ガス排出量の調査及び分析を行い、所有施設の診断結果と設備更新計画なども踏まえ、温室効果ガス排出量の目標設定を行う。その後、本業務におけるこれまでの全ての業務内容を考慮して事務事業編（第3次実行計画）を作成し、庁内会議等に諮りこれを決定する。

**４．成果物**

(１)第３次里庄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂版：１０部

(２)第３次里庄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂版(概要版)：１０部

(３)温室効果ガス排出量算定ツール及び操作手順書：１式

(４)業務報告書：１式

(５)会議の議事録，打ち合わせ等の記録：１式

(６)その他関連資料：１式

(７)上記データを格納した電子媒体(ＣＤ－Ｒ等)：１０枚

**５．著作権等の取扱い**

(１)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、里庄町が保有するものとする。受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(２)成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(３)納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

**６．秘密の保持及び個人情報の保護等**

　この受託業務中に入手した町独自の情報、個人情報等は正しく管理され、漏えい及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。

　特に個人情報の保護については、里庄町個人情報保護条例を遵守すること。

**７．その他留意事項**

(１) 受託者は、業務全般の管理、監督及び市との連絡、調整を行う管理責任者を置くと

ともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。

(２)受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を遵守すること。

(３)受託者は、本業務の遂行において町からの資料の貸与を受ける必要がある場合は、町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。

(４)受託者は、会議や打ち合わせ等を行った場合、速やかに議事録や打ち合わせ記録を提出すること。

(５)仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、その都度町と協議を行い、指示に従うものとする。